平成３０年（フ）第４号
新潟県上越市中郷区二本木116番地
債務者　雨宮　昭弘
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第４７号
山梨県北杜市明野町上手4322番地６
債務者　中山　邦明
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
長野市川中島町今井原８番地１　今井ニュータウン３号棟204号
債務者　吉田　侑加
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
長野県須坂市大字須坂726番地10
債務者　冨沢美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
長野市大字上駒沢173番地１　ザ・グリーンフラッツＥ棟103号
債務者　湯本貴美子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
長野市大字柳原1419番地１　柳原団地Ａ２―209
債務者　黒柳　裕美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６０号
岐阜県関市明生町１丁目４番５―101号
債務者　種市　成仁
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６８号
岐阜市日野南２丁目８番９号、前住所岐阜県安八郡安八町氷取252番地の28
債務者　市橋　一直
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
静岡県駿東郡小山町一色137番地の11　サンハルク一色Ｂ棟２号
債務者　下田あつ子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
静岡県沼津市原1545番地の１　パーソナル101号
債務者　加倉　純子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
静岡県沼津市下香貫柿原2864番地の１　シオン205
債務者　有野　雅亮（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９３８号
堺市中区深井清水町3922番地　ＪＰアパートメント堺Ⅱ301号
債務者　森　　拓磨
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
大阪府高石市取石３丁目15番56号
債務者　重田しのぶ（旧姓桃井）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９５号
堺市南区晴美台１丁30番２―1204号、前住所大阪市阿倍野区旭町２丁目１番２号　あべのポンテ２Ｆ㈱ＺＥＮＯＮ内
債務者　井野　　雅
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
堺市西区上495番地４　シャンブルＫＩＴＡＮＯ　103号
債務者　中妻　弘幸
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
堺市南区竹城台２丁１番26―205号
債務者　中園　一嘉
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係